

うめきた2期区域中核機能推進会議設置要綱（案）修正見え消し版

（設置）

第1条 大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会会議及び大阪駅周辺地域部
会運営要綱第3条の規定に基づき、うめきた2期区域中核機能推進会議（以下「推進会議」と
いう。）を組織する。

（目的）

第2条 推進会議は、うめきた2期区域において質の高いまちづくりを実現するため、民間開発事
業者募集（2次募集）の実施に向けて、平成27年3月に策定した「うめきた2期区域まちづく
りの方針」に位置づけた中核機能のあり方を実現に向けて検討することを目的とする。

（構成）

第3条 推進会議は、学識経験等を有する者及び以下の各号に掲げる団体から選出された者をもつ
て構成する。

- (1) 大阪府
- (2) 大阪市
- (3) 独立行政法人都市再生機構
- (4) 関西経済連合会
- (5) 大阪商工会議所
- (6) 関西経済同友会

2 推進会議に座長を置き、推進会議の構成員の互選により選任する。

3 座長は、検討協議を行うため特に必要があると認める者に、推進会議への出席等必要な協力を
依頼することができる。

4 推進会議は、必要に応じ、ワーキンググループを設置することができる。

（推進会議の公開等）

第4条 推進会議は、その内容が今後予定されている民間開発事業者募集（2次募集）の条件等に
関係するため、原則として非公開とする。

（事務局）

第5条 推進会議の庶務は、大阪府、大阪市、独立行政法人都市再生機構において処理する。

（雑則）

第6条 本要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

2 この要綱の改正は、座長が推進会議に諮って行う。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。